

【特集】ベーシックインカム運動研究の地平 ：トマス・スペンスの土地建物・生産手段総 有住民自治体ベーシックインカム構想：18 世紀末イングランドにおけるベーシックイン カム運動の生誕

岡野内, 正 / OKANOUCHI, Tadashi

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

778

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

65

(発行年 / Year)

2023-08

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030027>

トマス・スペンスの土地建物・生産手段 総有住民自治体ベーシックインカム構想

—18世紀末イングランドにおけるベーシックインカム運動の生誕⁽¹⁾

岡野内 正

はじめに

- 1 スペンスの怒り
- 2 スペンスの土地建物総有住民自治体連邦構想, 1775年
- 3 ペインのベーシックインカム構想, 1797年
- 4 スペンスのベーシックインカム構想, 1797年

おわりに

はじめに

ベーシックインカムの起源として、多くの論者が、いずれも1797年にロンドンで出版された二つのパンフレット、トマス・ペイン（1737～1809年）の『土地所有の正義（*Agrarian Justice*）』（Paine 1797=1981）、そしてトマス・スペンス（1750～1814年）の『乳飲み子の権利（*The Rights of Infants*）』（Spence 1797=2023）に言及する⁽²⁾。しかし、そこでスペンスがペインに対して詳細な厳しい批判を浴びせていることはあまり触れられない⁽³⁾。ましてや、スペンスがなぜペイン

(1) 本稿の基礎となるアイデアは、2022年12月に国際開発学会全国大会、2023年2月に大原社会問題研究所共同研究プロジェクト・ベーシックインカム運動研究会で報告し、そこでの議論を踏まえて全面的に書き直した。議論に加わってくれた諸氏に感謝したい。

(2) たとえば山森（2009：151-159）、van Parijs and Vanderborght（2017=2022：70-73=116-120）を参照。また歴史的文書のアンソロジーであるCunliffe and Erreygers（2004）はベーシックキャピタルの起源としてペイン、ベーシックインカムの起源としてスペンスから始めている。最近の通史Torry（2021：36-43）もスペンス起源説をとる。

(3) 前注の山森とヴァンパリースらは、多くの概説書の中では例外的にスペンスのペイン批判の姿勢をかなりの程度紹介している。そのためにかえって読者には両者の違いについて謎が残る。最近のベーシックインカムの歴史を再検討するプロジェクトの中でスローマンらは、スペンス提案について簡潔に触れ、スペンス提案をベーシックインカムとすることに疑問を呈している（Sloman et al. 2021：5-6）。ペインの線でベーシックインカムを狭く定義すれば当然そうなることを指摘した点で、鋭い問題提起と言える。

に激怒したかを掘り下げた分析は見当たらない⁽⁴⁾。

本論文では、ペインに対するスペンスの怒りを手掛かりとして、ベーシックインカムを要求する社会運動としてのベーシックインカム運動の核心に迫りたい。ペインに向けられたスペンスの怒りは、ベーシックインカムを切望する運動当事者の怒りであった。『コモン・センス』を出した1776年のペインは、すぐに独立軍に従軍したアメリカ独立革命推進の当事者であった。『人間の権利』を出した1791～1792年のペインは、すぐにフランスの名誉市民となり、フランスに渡って国民議会議員、憲法起草委員となってフランス革命を推進した当事者であった。だが、革命の曲折の中で投獄を経験し、フランスで静養しつつ『土地所有の正義』を出した1797年のペインは、もはやベーシックインカム革命推進の当事者ではなかった⁽⁵⁾。赤貧の自らのためのみならず、「語りえぬサバルタン」として次々に命を落としていた貧しい乳飲み子たちをも代弁すべく『乳飲み子の権利』を脱稿したばかりのスペンス⁽⁶⁾には、それは明らかだったに違いない。だからこそスペンスは、運動当事者としての深い怒りに突き動かされて、序文、付録、結語を付けて、「乳飲み子」を支給対象から除外するペインのベーシックインカム構想への批判とともに、自分の構想を詳説した。そこでペインとの対比で詳説されたスペンスのベーシックインカム構想は、生まれたばかりのベーシッ

(4) King and Marangos (2006), Marangos (2006; 2008; 2014) は、内容的にはほとんど重複しているが、ペインとスペンスとの違いをテーマとし、ペイン批判の論点を示すスペンスの対照表を論文に付録として掲載するなど、貴重な紹介ではある。ただし、Marangos (2004) に示されているようなベーシックインカムと社会配当についての現代の政治経済学理論の一分野での論争が主要な問題関心であるためか、対照表に示されたスペンスの社会システム構想の分析に踏み入っていない。スペンスの構想の分析に踏み込まない点では同様だが、Claeys (2014) は、当時の問題状況を政治思想史に位置づける交通整理を示したうえで、スペンスのペイン批判についても部分的に紹介した優れた先行研究である。すなわち、「神が人間に地球を与えた」という聖書の記述と、「囲い込み」すなわち排他的私有権の設定による土地なし貧困層の形成という当時の土地問題との矛盾を解決する展望として、次の四つの道があったとしている。①土地私有権が商業を発展させ富を行き渡らせ貧困をなくす（アダム・スミス）、②一定の補償金支払いを条件に土地私有権を承認し土地改良や商業を促すとともに補償金を基金として貧困をなくす（トマス・ペイン）、③土地私有権を拒否し共有地としたうえでその自由利用による地代収入を共有する（トマス・スペンス）、④土地共有と共同労働を組み合わせる（ユートピア的共和主義）。なおここでスペンスの立場を④とは区別される③だとする根拠として、私信の中でスペンスが、トマス・モアの『ユートピア』における義務的共同労働を「野蛮な奴隷制」と批判したことが挙げられている。そのきわめて重要な私信はClaeys (1981) に初めて掲載されたものだ。

(5) ペインは、空前のベストセラー作家として、またアメリカ合衆国の公務からも、1802年末の私信に自らの財産が6千ポンド・スターリングと書くほどの資産家になっていた（Foner (ed.) 1945: 621, n.5）。『土地所有の正義』では、彼の提案したベーシックインカム構想のための基金がフランスとイギリスに設置されるならば、自ら率先してそれぞれに100ポンド・スターリングを寄付するとしている（Paine 1797=1981: 165）。1797年のイギリス版に先立って1796年に出版されたフランス版序文では、バブーフの陰謀事件に触れて民主主義の手続き抜きやり方を非難し、「かつての仲間」として総裁政府への支持を鮮明にしている（Foner (ed.) 1945: 606-608）。なおイギリス版では政治的配慮からか、若干の文章が削除されている（Foner (ed.) 1945: 617, n.4）。Claeys (1989: 207) は、『土地所有の正義』の海賊版がすぐにアメリカで発行され、イギリスではロバート・オーエンが50部を注文したが、スペンスの『乳飲み子の権利』の影響力は限られていたとしている。これに対し、イングランドでは『土地所有の正義』は評判にならず、初版以後20年間も再版されず、チャーチズム運動につながる社会運動の中ではスペンスの影響が強かったとするのはChase (2010 [1988]; 2016; 2014) である。

(6) スペンスは、『乳飲み子の権利』本文を脱稿したところで、ペインの『土地所有の正義』を読み、序文、付録、結語をつけて出版することになったと序文で説明している（Spence 1797=2023: 3; 141）。

クインカム運動の当事者によるものとして貴重である⁽⁷⁾。

スペンス研究の最近の進展は目覚ましい⁽⁸⁾。しかし、ベーシックインカム運動の視点からペイントとの対比においてスペンスの構想を分析した例はない。本論文は、その課題に挑む。それによって、市場社会に対応するコモンズ回復運動として現れるベーシックインカム運動の核心を明らかにしたい。

1 スペンスの怒り

スペンスは、『乳飲み子の権利』序文に、こう書いた。

ついにペイン氏は、『旧約聖書』詩編の作者、さらにロック氏とともに、次のことを認めるのがしっくりすると考えました。「神は、地球を人間の子どもたちに、人類共通のものとして与えた (God hath given the earth to the children of men, given it to mankind in common)」と。/……ところが、ペイン氏が彼の『土地所有の正義』（そこで彼は初めてその原理を認めています）の中で広げて見せた設計図は、私から見れば、どうみても、正しいものでも、満足のいくものでもありません。……おお、なんとという恐ろしい期待外れでしょう！ 見て下さい！ ペイン氏は、……その場しのぎの妥協からなるおぞましい掘っ立て小屋 (an execrable fabric of compromissory expediency) を建てました。大真面目に、それが豚のような庶民 (a Swinish Multitude) にはちょうどいいとでもいうかのように。/ 私たちが生まれ落ちた土地に対する私たちの気高く正当な言い分 (our lordly and just pretensions to the soil of our birth) の代わりに、ペイン氏が私たちに受け入れるように勧めるのは、みじめで、おそろしく貧相な給付金 (poor, beggarly stipends) です。それがあまりにも卑劣で、侮辱的な (contemptible and insulting) ので、私はペイン氏の提案が、自分自身の本性の尊厳 (the dignity of his nature) に気付いているすべてのひとから軽蔑されるままにしておきたいと思います。(Spence 1797=2023: 139 ただし訳文は若干変更)

痛いほどの憤激が伝わってくる文章ではないだろうか。スペンスは、ペインが、地球上の土地は人類共通のものだという原理を認めたことを賞賛し、喜んでいる。だが同時に、落胆し、怒っている。第一に、ペインがその原理に反する排他的な私的土地所有に基づく地主制を容認したことに、第二に、その代わりとしてベーシックインカムの「貧相な」給付金制度の導入を要求したことに、怒っている。スペンスもある種の給付金制度を提案してきたが、それは後述のように地主の地代をすべて受け取り、山分けするものだ。

つまりスペンスの怒りは、ベーシックインカムの給付金制度ではなく、私的土地所有と地主制の容認に向けられている。逆に言えば、地主によって、神が与えた地球の恵みを拒否される人々の存在を容認することに向けられている。スペンスにとって、それは許せないことだ。地球の一部

(7) スペンスは運動に生きた人であった。さしあたり、Ashraf (1983), Chase (2010), Cazzola (2022), 松塚 (1981a; 1981b) などを参照。

(8) 最近の到達点は、Cazzola (2022) である。ペイン研究については、Claeys (1989), Lounissi (2018) を参照。

である生活の場での土地とのつながりをすべての人が持ち続けるように努めること、それは尊厳ある人間であり続けるために不可欠の原理なのだ。

だからこそ、原理を譲り渡してその代わりに「貧相な」お金を受け取るというペインの提案は、「恐ろしい期待外れ」、「おぞましい掘っ立て小屋」というべき「その場しのぎの妥協」、人間の「本性の尊厳」に反する「卑劣で、侮辱的」なもの、人々を「豚のような庶民」として見下すものとして、激しく非難されたのである⁽⁹⁾。

ところが、多くのベーシックインカム研究者たちは、私的土地所有を容認したこの「妥協」を高く評価してきた。たとえば、ガイ・スタンディングは、イギリス労働党「影の内閣」への報告書を基にした本で、共有地囲い込みという歴史的不正義に対する「補償」としてのベーシックインカム要求を、「ペイン主義原則 (Painian Principle)」と呼ぶことを提唱している (Standing 2020: 2)。ベーシックインカムとは、貧困対策としての効率性や経済政策としての有効性の前に、ペイン主義原則に立てば何よりも倫理の問題となる。したがって、即刻実施すべき課題として優先順位が上がるというわけである⁽¹⁰⁾。コモンズの回復に焦点を合わせる今日のベーシックインカム運動の最先端の動きとして、筆者はこのようなガイ・スタンディングの私的土地所有の正当性に対する問題提起を高く評価する。しかし、本稿で明らかにするような歴史的経緯に照らせば、若干の留意と修正が必要だと考える。

スペインスの怒りを理解するために、ペイン提案に先立つ 1775 年 (アダム・スミスの『国富論』出版の前年でありアメリカ独立戦争の始まった年) に、スペインスが地主制廃絶と土地共有原理を具体化した土地建物総有住民自治体連邦構想を見ておく必要がある。そこには、スペインスのベーシックインカム構想が萌芽的に含まれていた。

2 スペインスの土地建物総有住民自治体連邦構想, 1775 年

(1) 権利論の基本命題

1775 年 11 月 8 日にニューカッスル哲学協会で行われたスペインスの講演を彼自らがパンフレット

(9) 「豚のような庶民 (a Swinish Multitude)」とは、エドマンド・バークが『フランス革命に関する省察』で、フランス革命の際に、歴史的に学問の守り手となってきた聖職者と貴族に対して、学のない庶民が用いた暴力を非難したくだけたで用いたことばだ (Burke 1790=1980: 117=145)。バークの訳者・水田洋は「なお、「豚のような」ということばは、犯罪とみなされるほどの、侮辱的な意味を持つ」と訳注をつけている。『人間の権利』でフランス革命擁護派として激しくバークを批判してきたペインに対して、スペインスは、お前はバークと同類だ、という批判を投げつけているのである。当時のイングランドの公共圏ではこのバーク発言に対して賛否両論の嵐が起こったが、スペインスは、バーク批判派の側で、『豚の食事——豚のためのレッスン』(次のサイトからアクセスできる: <https://quod.lib.umich.edu/e/ecco/004910016.0001.002?view=toc>) という雑誌を発行して、「豚の権利」などの短文によって、神が与えた自然の土地を奪われて奴隷的境遇に置かれた豚=庶民=マルチチュードの権利を訴える健筆をふるった。

(10) Standing (2019) は、イングランド住民の慣習的な森林利用の権利を確認した 13 世紀初頭マグナ・カルタの時期の森林憲章にさかのぼり、現代においては知的財産にまで及ぶコモンズの権利を回復し、コモンズ使用料によって基金を創設して、ベーシックインカムの財源とすることを提唱している。すぐれてペイン的な提案である。レフト・リバタリアンの側からペインを高く評価する例として、Weber (2022) も参照。

にして出版した『土地にある財産——みんなの権利（*Property in Land: Every One's Right*）』（Spence 1775=2022）⁽¹¹⁾には、会長への挨拶に続くその冒頭部分で、次のような基本命題が掲げられている。

人間たちの間（among men）では、土地にある財産と自由（property in land and liberty）とは、自然な状態のもとでは（in a state of nature）、平等（equal）であるべき……ということになりますと、いかなる民の国といえども（the country of any people）、自然な状態では、その国がまさしく民みんなのもの（properly their common）だった、つまり、一人一人が平等な財産を持ち、誰にも妨げられずに自分なりの生活と動物たちや果物やそこからとれるその他の産物とのつながりを保っていく自由があり（with free liberty to sustain himself and connections with the animals, fruits and other products thereof）……そうやって自分たちの国、すなわち自分たちが住む隣近所の長所すべてをともに活用する（reap jointly the whole advantages of their country, or neighbourhood）ことが、……人間たちの権利（their right）となります。（Spence 1775（2014）=2022：7；69 訳文は若干変更）

この論理展開は、「神が創った自然状態→土地にある財産と人身の自由とはすべての人間に平等に保障→すべての国の土地にある財産はそんな人間たちがもっぱら共通に利用→一人一人に平等な財産が土地にあって自分の生活および動物・果物・土地のあらゆる産物とのつながりを確保→国すなわち隣近所の土地にある財産の長所すべてをともに活用→人間の権利」である。ここからは、聖なる自然として構成された人間の権利を支える「土地にある財産（property in land）」なるものが、地球表面上の一部であるだけでなく、動物・果物・あらゆる土地の産物とのつながりを含む点で、生態系を視野に入れたエコロジ的なものであることを確認しておきたい。だからこそ上の引用に続いて、「自分たちが住んでいる国の産物での生活」を否定することは、「生きる権利」を否定することだ、土地を奪うことは、「粗野な暮らしにはどうしても必要な材料」、「暮らしをするのに必要な手段（the means of living）」つまり「命（life）の手段」を奪うことだ、といった表現が出てくる。

こうして、隣近所（neighbourhood）→国→あらゆる国という形で、ひとりひとりが生態系にアクセスする権利が、人類規模に普遍化されて構想されるとともに、平等に自由を持つ人間たちが共通に活用する財産のありかとして、隣近所に焦点を合わせ、グローバルな繁栄と平和を展望する住民自治共同体が構想されることになる。

(11) スペンスはこの講演パンフレットを、1783年には『人間の権利（*The Rights of Man*）』、1795年には『人間の真の権利（*The Real Rights of Man*）』と、題名を変えつつ何度も出版しているが、基本的な内容に変更はない。1791年に第一部、1792年に第二部が刊行されてイギリスで空前のベストセラーとなったペインの『人間の権利』に先駆けて同じ題名で出版しているが、おそらくペインを意識して「真の」を付けて改題したところに、内容に関するスペンスの自負がうかがえよう。岡野内（2022）の解説も参照されたい。「田園都市（Garden City）」構想で有名なハワードは、自らの著書でここでのスペンスの土地総有自治体構想に影響されたとしているが、この点について、Tizot（2016）参照。なおその影響での日本での田園都市構想の展開について、さしあたり空地空き家問題など日本の都市問題に関連して現代総有論を展開する五十嵐（2022）を参照されたい。

(2) 土地建物総有住民自治体連邦構想

スペンスは、「いまでは、社会 (society) というもの」は、「私たちの間でのお互いの自然の権利と特権 (the natural rights and privileges of one another) とを保ち、それを国の内外から脅かす者たち (opposers) から守るため」の「ある国に住む住民たちの間でのお互いの取り決め (a mutual agreement among the inhabitants of a country)」(Spence (1775; 1793=2022) : 70) だとする社会認識を表明する。そのうえで、「社会というものの本性 (the nature of society) と一致しながら同時に、より多くの利点を活用できるような仕組み (a system)」(Spence (1775; 1793=2022) : 72) として描かれるのが、次のような土地建物総有住民自治体連邦である。そのような仕組みへの組み換え (システム転換) の手順、基礎となる自治体の経営、ナショナルなレベルでの統治の仕組み、組み換えの効果をまとめたのが第1表である。

第1表 トマス・スペンスの土地建物総有住民自治体連邦構想, 1775年 (1793年修正)

組み換えの手順	住民自治体の経営	国民国家統治の仕組み	組み換えの効果
①憲法制定会議：国の国民全員による熟慮と熟議→二項目の合意： i 全員の隣近所に等しく土地にある財産を！ ii 社会で共に生きること、ひとりひとりが最大利益を得ることとの両立を！ ②地区（教区）の全住民集会：全住民が構成員となって住民自治体（法人）を結成。 ③住民自治体による地区の全土地建物の接収：全住民の総有財産として住民自治体が管理。売却処分はできないが、賃貸契約、改修・改変など。 ④地区における住民自治体主権の確立：全国的な地主＝領主階級の消滅。	収入： 地区の土地建物賃貸料 支出： i 政府への地区分担金 ii 地区の貧民救済 iii 地区職員（牧師、学校教師、事務職）の給与 iv 地区の家屋、道路、橋、運河、緑地などの建設、維持、修復、美化 v 地区防衛の武器購入、維持 vi 農業などの奨励金 vii その他合意に基づく適切な支出	①地区総会、地区委員会、国会での秘密投票 ②政府の地区への不介入→社会利益の侵害、憲法体制と法における人間の権利と自由の侵害の場合にのみ介入→最高裁＝貴族院が判断 ③いくつかの地区の代表として国会議員を選出→議員維持費用は地区が負担 ④国会議員選挙は、候補者指名も、投票も、同日、各地区で、秘密投票→すべての地区での多数票獲得者が当選 ⑤一年間の連続居住で地区住民資格の獲得→一年未満の場合は前居住地区の住民資格を保持 ⑥地区による国定宗教維持費の負担 (1793年版では削除) ⑦国内、国外からの難民救援費用は政府が負担→地区負担増からの地区住民による難民忌避の悪評回避 (1793年版で挿入) ⑧地区の全住民による地区防衛のための軍事訓練→平時には常備軍の廃止、戦時には地区割り当てで住民が軍隊に参加	①多品種の食料増産 ←地区の土地の小規模農地としての貸し出し←地区住民による財産利用の決定 ②納税、徴税のコストカット←税金廃止 ③泥棒、殺人以外の行動の自由 ④地代低下←贅沢な地主階級の消滅 ⑤政府支出削減←政府職員削減←税金廃止、常備軍廃止、選挙改革 ⑥世界平和と繁栄←システム改革の世界への広がり←地主階級消滅、税金廃止により地代低下←地主階級の国際競争による地代の高騰

[出所] Spence (1775; 1793=2022 : 72-76) によって筆者作成。

ここでは、この社会の仕組みの組み換え構想について、階級、ジェンダー、ネイション、さらに公共圏の視点からその特質を指摘するにとどめたい。

第一に、この組み換え構想は、労働する人間と生産手段（生態系的に重要な土地を含む）との関係についての所有関係によって定義される階級に焦点を合わせている。その意味で、徹頭徹尾、階

級構造の組み換え構想である。すなわち、私的土地所有権に基づく地主階級と土地なし階級との二つの階級からなる仕組みから、土地総有権に基づく新しい地主階級のための単一階級の仕組みへの組み換えである。第1表の随所にあるように、地主階級の消滅がうたわれているが、むしろ消滅するのは土地なし（非地主）階級のほうであって、総有の主体となる地区住民自治体の結成を通じて土地利用の決定権を握るという意味では、すべての人間が地主となる。

表の右側「組み換えの効果」欄の①の指摘を見れば、住民たちがその権利を行使する結果、地区の土地が多くの人々を吸収して多品種少量生産の集約的農業が営まれる小規模農地として住民に貸し出されることになる想定されている。

この組み換え構想は、農地のための土地改革ではない。農村部の土地建物のみならず、都市部の土地建物や街路、道路や橋、運河までも含めて地区住民の総有財産として、それまでの領主や地主に替わって、住民全体が管理しようというものだ。したがって、農村部での借地農業者、都市部での商工業事業者とこれまでの領主＝地主とが結んでいた賃貸関係を引き継ぎ、地区住民全体が、これまで領主＝地主が受け取っていた地代を受け取り、建物の修復などもその地代収入から負担するというイメージである。

この点では、借地農業者や商工業事業者のもとで賃労働に従事していた人々ももはや土地なし階級ではなく、地区住民としては土地利用の決定に参加する地主階級であり、自らが事業者となって土地利用する選択肢が与えられている。

地代収入をそのまま平等配分して受け取るというベーシックインカムの発想はまだ現れていない。「自治体経営」の「支出」項目で、二番目に「貧民救済」が挙げられていることは、当時の救貧法で地主が負担していた救貧税をそのまま引き継いだものかと思われる。

なお、この構想が、研究史の中で誤解されてきた土地国有化ではないことも注意を要する。総有主体としての住民自治体管理が貫かれており、「国民国家統治の仕組み」欄が示すように、政府介入によって住民個人の利用権が骨抜きにされないように、政治システムが注意深く構想されている。

第二に、ジェンダーの視点が欠落しており、後に見る『乳飲み子の権利』で示されるジェンダー革命的な主張とは対照的である。もっとも、家父長制的な視点が打ち出されているわけではない。

第三に、ネイションの内実を変える階級構造組み換えとして、ナショナルなレベルで構想されている。この組み換えはさらにインターナショナルに波及し、世界平和を実現するものとして展望されている。その要となるのが、軍事安全保障問題である。中世封建社会の武装した領主たちや騎士階級、あるいは外国からの出稼ぎ傭兵などからなる常備軍に替わって、新しく自分たちのものとなった財産を守るために武装した住民たちがネイションを守るという仕組みが、しっかりと組み込まれていることに注目したい。

なお、地区の住民資格が、一年の連続居住のみを条件とするものとして、すべての個人の自由移動を前提として設定されていることも興味深い⁽¹²⁾。領主＝貴族＝地主権力と結びつく特権的なギル

(12) 当時の救貧法によって教区で救済を受ける権利となる住民資格は、定住法（Settlement Act）で定められていたが、同時代のアダム・スミスによって、それが自由な移動の妨げになるとして批判されるなど、救貧法との関係で膨大な議論と研究がある。さしあたりその実効性をめぐる歴史家の論争に関する中野（2004）参照。

的規制を撤廃し、「泥棒、殺人以外の行動の自由」として営業の自由を守り、地代を住民が住民のために使う新しい領主＝地主として住民自治共同体がイメージされている。また、1793年版では、難民救援がナショナルな課題として付け加えられ、地区住民との軋轢を避け、難民歓待の評判を得ようとしていることも、興味深い。

第四に、以上のような仕組みの組み換えを支える権力として、ナショナルなレベルから地区レベルに至るまでの公開の場（公共圏）での討議と熟議、それによって形成される合意の力（コミュニケーション的権力）がはっきりと指示されている。表の左側の「組み換えの手順」で、①ナショナルな規模の憲法制定会議、そして②地区レベルでの総有主体としての住民自治体の結成会議がそれぞれである。③の土地建物接収は、①②に支えられて可能になるものとして示されている。これは、ペインがアメリカを例に『人間の権利』で活写し、やがてアーレント、ハーバーマス、ネグリなどによって、憲法制定権力＝構成的権力の核心とされたものにはかならない⁽¹³⁾。

(3) スピーナムランド制, 1795年

以上のようなスペインの構想の基本線は、生涯にわたって変わることはなかった。しかし、それが、ベーシックインカム構想に進化する契機となったと考えられるものとして、スピーナムランド制について触れておきたい。スピーナムランド制は、しばしばベーシックインカムと混同されるが、味噌と糞のように、とりわけ当事者にとって多くの重要な点で全く異なる⁽¹⁴⁾。

スピーナムランド制は、当時の労働者の主食であったパンの値段が高騰した際に、労働者家族がパンを購入して飢えることなくその地域に定住できるように、パンの値段に応じて現金を支給した制度である。当時の救貧法は、定住法による住民管理を前提として、地区（教区）単位で実施されていた。この制度も、地区ごとの救貧法の実施体制を担当する地区の有力者たち（地主や借地農業者など）が決めた場合にのみ実施された。1795年にイングランド南部のスピーナムランド地区で初めて導入された。

住民のうち、貧しい労働者家族のみを対象とした現金給付であるから、最低所得保障政策である。普遍的な給付ではないのでベーシックインカムではない。しかし、給付の財源となる救貧税を納付できる富裕な住民の負担によって、飢餓線を越えて飢えてしまうすべての住民が救われるという点では、普遍的な救済であり、ベーシックインカムと重なる。結果的に全住民の生存が保証される点では、全員向けにベーシックインカムを支給してその財源として富裕者からベーシックインカムの支給分を越える課税によって支給分を取り返す場合と同様なのである。この点で、ミルトン・フリードマンも賛成して有名になった「負の所得税」と同様だと言える。

(13) フランスでは革命につながるのが三部会の招集であり、その国民公会への転化だったが、イギリスでの1793年及び1794年のそのような会議（convention）の試みについて、松塚（1978）を参照。

(14) 小沢（2009）は、正確さの点で問題の多いスピーナムランド制に関する当時の議会報告書を紹介する際の、誤解を呼ぶボラニーの記述に端を発する、日本でのベーシックインカムとの混同に関して適切な説明をしている。ここでは触れられていないが、Block and Somers（2003）は、スピーナムランド制それ自体に関する膨大な研究論文と論争とを整理してベーシックインカム研究の基本文献となっている。日本でのスピーナムランド制研究は、廣重（1985；1987；1989）、吉尾（2008）などがあり、英語圏での論争整理とともに、一次資料も用いてその実態にも迫っており、ここでの記述はそれらを参考にした。

地主や借地農業者からなる富裕層は、富者の責務として、救貧税を支払う。16世紀以来のイングランドの救貧法は、ヨーロッパでも珍しいこのような慈善を義務化した法律であった⁽¹⁵⁾。貧民には、富者に救われる権利が保障されていた⁽¹⁶⁾。しかしその場合の富者と貧者との関係は、対等なものではない。地位の上下を前提とする。スピーナムランド制もそうだ。スピーナムランド制は、このような地区住民間での地位の不平等を含む貧富の関係、すなわち地区の地主、借地農業者、農業労働者という三つの階級の間での階級関係の保全を狙うものであった。逆に言えば、農業労働者が餓死したり、その地区から逃げ出したり、あるいは自暴自棄の反乱を起こしたりすることで、そのような関係の持続性が危機に陥る危険が迫った地区においてのみ、危機対策として導入された。貧しい農業労働者階級を地区に絶やさぬように、「生かさぬように、殺さぬように」するための政策であった。救われる権利とは、貧民として地区で地主と借地農業者のために、安定して働かされ続けるための権利であった。

階級関係の安定のために現金給付を用いるという事例を前にして、スペンスがその現金給付という手法を、組み換え後の階級関係の安定のために用いることを思い付いたとしても不思議はない。先述のスペンス構想による組み換え後には、単一階級となった地区の総有財産地主である全住民への現金給付の形で地区住民自治体収入の還元は、全員個人向けの定期的な現金給付、すなわちベーシックインカムの形をとることになる。

3 ペインのベーシックインカム構想，1797年

(1) ペインの怒り

ペインが「1795年から1796年の冬」に執筆した『土地所有の正義』の出版を決意したのは、その序文によれば、怒りからであった。それは、当時のイギリス国教会の主教が出版した説教の題名『富める者と貧しき者とおつくりになった神の知恵と善き心 (*The Wisdom and Goodness of God, in having made both rich and poor*)』に込められたメッセージへの怒りであった (Paine 1797=1981)。ペインは、序文で次のように宣言している。

神が富める者と貧しき者とおつくりになったと言うのは、間違いだ。神は、ただ男と女 (Male and Female) をおつくりになった。そして、その者たちの相続財産として地球を与えた (he gave them the earth for their inheritance)。 (Paine 1797=1981 : iv ; 152)

ペインのベーシックインカム構想は、当時ますます深刻になっていた貧富の格差を神の名で正当化するイギリス国教会聖職者への言論の闘いとして登場したのである。ペインは、神の前での男女からなる人間の平等と、神が与えた共通の相続財産としての地球の存在を確認している。神の前での人間の平等は、ペインがバークのような貴族制擁護論者に対して『人間の権利』で力説したとこ

(15) Patriquin (2007) はこの点を強調している。最近の日本での救貧法研究の状況について、さしあたり、吉尾 (2008)、長谷川 (2014) を参照。

(16) 矢野 (2012) などの一連の論文はこの独特な権利概念に迫る試みである。

ろであったが、共通の相続財産としての地球の存在は、先の引用でスペンスが「ついに認めた」として評価した新しい原理にほかならない。では、この原理からペインが引き出したベーシックインカム構想はどのようなものであったか。

(2) ペイン構想の骨子

当時のパンフレットによくあるように、ペインの『土地所有の正義』も、表紙を飾る正式な書名は、次のように、ほとんど内容の要約とっていいほどの長大なものだ。

土地所有の正義 (Agrarian Justice)。土地法 (Agrarian Law) および土地独占 (Agrarian Monopoly) への対案。人間の境遇 (the condition of Man) を改善するための設計 (a Plan)。各国に (in every Nation) ナショナルな基金 (a National Fund) を設置。その目的は、誰もが21歳になったとき、15ポンドを基金から提供され、男も女もこの世界に乗り出せるようにすること。そしてまた、誰もが50歳まで生きて、その後も命ある限り、毎年10ポンドが基金から提供され、老いてからの暮らしがみじめにならないようにし、気品を持ってこの世界を去れるようにすること。

ここで「土地法および土地独占」とは、議会囲い込みとも呼ばれる、耕作地を拡大するための当時の共有地囲い込み運動のことである。ペインは、当時の立法機関である議会が推進していた囲い込みが「人間の境遇」を悪化させるゆえに正義に反するとして、正義に基づく対案を示したのである。

なおここで、ペイン構想が、ネイション規模のナショナルに均一な政策として提案され、しかも各ネイションで実施すべき人類的規模のものとして提案されていることに注目したい。これは、教区のみを視野に入れたスピーナムランド制とも、地区(教区)を基礎にネイションと人類規模の秩序の組み換えを展望するスペンスとも異なる。その点で、すぐれてナショナリズム的である。

ナショナルな基金の機能を記述したこの表題の後半部分に、①21歳のすべての男女に一度限り15ポンド、②50歳以上のすべての男女に毎年10ポンド、という二つの現金給付政策が置かれている。

第一に、「神が男と女をつくった」という原理から導き出されたものであろうが、①②ともに、給付をはっきりとすべての男女個人向けとした点は、ジェンダーの視点から注目される。

第二に、一度限りの現金給付である①をどう見るかという問題が生じる。それは、ベーシックキャピタルの源流としてベーシックインカムとは区別されて議論されたこともある (Cunliffe and Erreygers (eds.) 2004)。ペイン自身は、15ポンドという金額で、「雌牛一頭 (a cow) と2, 3エーカー (a few acre) の土地を耕作する農具 (implements to cultivate) を購入できる」(Paine 1797=1981: 22; 162) としている。あわせて国有地 (the national domains) の耕作奨励のための補助金 (pecuniary aids) も提案されており、起業支援の意味を鮮明にしている。

イギリスでもフランスでも、辺境の地では、そのような可能性はあったかもしれない。しかし21歳の若者がいきなりそのような見知らぬ土地で農業を営むには、無理があると思われる。ペイン自身も、むしろ植民地を含むネイションの領土内を移動して仕事を得るための、賃金労働者とし

ての就職支援の意味を持つことになると考えていたのではないだろうか。

とすれば、21世紀の韓国の地方自治体である京畿道で実施された「青年基本所得」と同様の機能を持つものと考えていいだろう（岡野内 2020 参照）。

第三に、②をどう見るか。それは年齢の縛りをとれば、ベーシックインカムだが、雇用の対象になりにくい高齢者に限定されている。したがってこれは、南アフリカ、ナミビア、メキシコほか多くのラテンアメリカ諸国など、今日の多くの中所得国で導入されている非拠出老齢年金である。その金額 10 ポンドは、ぎりぎりの生存水準であっただろうと思われる。

なお、高齢者向けの現金給付は、すでに『人間の権利』第二部で財政改革提案とともにやや異なった形で提案されていた（Paine 1791-2 = 1971）。

第四に、表題にはないが、本文のほうには、「身体障がい者（the blind, the lame）」に対しては、50歳未満の場合でも、毎年 10 ポンドの現金給付をすべきとしている。障がい者手当の提起として画期的と言えよう。

以上、ペイン構想は、ナショナルな規模での若者への起業支援の一時金を保障する意図を持ちながら、提案された金額から見て実質的には賃金労働者としての就職奨励の一時金を、やはり提案された金額から見て生存水準ぎりぎりの非拠出老齢年金および、障がい者手当とともに掲げるものであった。それは、事実上、ナショナルなレベルでの労働者階級の形成を志向するものであり、今日の福祉国家政策の先駆的なものとして、評価できよう⁽¹⁷⁾。

その意味では、教区レベルで労働者階級の維持を追求したスピーナムランド制と同じ方向を、ナショナルなレベルで、よりダイナミックに志向したものであった。とすれば、土地なし階級としての労働者階級の形成を阻止すべく闘ってきたスペンスとは逆の方向であることが明らかになる。「貧相な給付金」というスペンスの批判は、国有地開拓による土地なし階級離脱を支援しようとするペインの意図さえ事実上困難なほど低い金額、という意味であろう。

とはいえ、ペインがそのような金額を提示せざるをえなかったのは、土地生産力向上の面から私的 land 所有と地主制を評価するペインが、スペンスのような土地接収を主張しなかったためである。

(3) 私的土地所有正当化の論理

私的土地所有と地主制を肯定的に評価するペインの論理は、こうである。「囲い込みによる土地耕作によって、農産物の収量がほぼ 10 倍になった→私的土地所有権に基づく地主制は、土地生産性向上に貢献した→私的土地所有権に基づく地主制の存続は必要」。

他方で、否定的評価の論理はこうだ。「土地なし階級の多く、若者、高齢者、障がい者が貧困に苦しんでいる→神がすべての人間男女に平等に与えた土地が、囲い込みによって不当に奪われて土地なし階級が発生した→土地なし階級には正義回復を求める権利が、地主階級には正義回復の義務がある」。

(17) Anderson (2016), Weber (2022) など。ただし、これらの議論は、スペンスの批判は検討していない。たとえば Weber (2022) はスペンスを土地共有と義務的共同労働を掲げたバプーフと同一視する Ranalli (2021 : 11, 21) を鵜呑みにしている。

肯定的評価の論理は、先述のスペンスには見られないものだが、否定的評価の論理はスペンスと一致する。対立する二つの論理に対するペインの解決は次のようなものだ。「土地生産性向上のために地主制は存続し、正義回復の義務を果たす→土地なし階級も存続するが、正義回復の権利行使により補償金（compensation）を受け取り続ける」。

この補償金こそが、ペインのベーシックインカム構想の核心である。この解決法は、あくまでも土地の返還（restitution）と土地なし階級廃絶を求める先述のスペンス構想と相いれない。しかしペインは、この路線を実現する技術的手段として、各国が設置すべきネーション規模の基金（a National Fund）の説明に熱中しているの、具体的な試算は省略し、基金の課題と方法のみを紹介しておこう。

【課題】地主の囲い込み後の土地生産性が10倍になったので、土地の価値も10倍になっている→土地の価値の90%は地主のもの、10%は囲い込み以前の所有者＝土地なし階級のもの→地主は、地代収入として実現される土地の価値の10%を底土税（ground rent）として、土地なし階級に現金移転。

【方法】地主の死亡時に遺産に対する相続税として地代収入に基づく土地評価額の10%を基金に納入→基金から土地なし階級への現金移転には、銀行券を使用。

（4）地主財産正当化の論理

地主が、不当な囲い込みによって奪った土地を貸し出し、そこからの地代収入を蓄積して資産を形成したとすれば、その資産所有は、正当なものと言えるだろうか。ペインは土地の場合とは異なる論理でこの問いに答え、条件付きで地主財産を正当化している。その論理は次のようなものだ。「蓄積された財産（accumulation of personal property）は社会の効果（effect of society）によるもの→その一部を社会に返す義務がある」⁽¹⁸⁾。

この論理は、財産の起源としての不当な行為に触れずに、むしろ起源の不当性を隠蔽する点で、やはりスペンスにとっては納得しがたいものであろう。ペインは、この説明だけで遺産として残された土地以外の地主の財産すべてから、土地と同じ比率で、10%の相続税＝底土税＝補償金を土地なし階級に移転するとしている。土地の場合は、地主所有のもとでの土地生産性の10倍化への貢献という根拠であったが、地主財産の蓄積が生産性向上に結びつくとするのは無理がある。やはりスペンスには受け入れがたいものだろう。

4 スペンスのベーシックインカム構想，1797年

（1）地主による土地生産性向上論への批判

以上のように、地主制を容認するペイン構想の柱は、地主が土地生産性を向上させたとする論理であった。『乳飲み子の権利』末尾の「結論」は、これに真っ向から挑んでいる。

(18) van Parijs and Vandervorcht (2017=2022: 73: 119-120) はこの論理を高く評価して、「本書の立場を擁護するために示される基盤により近く、給付金の水準についてはスペンスの制度よりもはるかに手厚い額を正当化するものだ」（訳文は若干変更）としているが、スペンスの目線からは、むしろ危ういものと言わねばならない。

しかし、ちょっと待った！ 私たちのお客さんのことを忘れちゃいけません。ペイン氏は、こんなふう
に地代を平等に分けることに反対するでしょうから。『土地所有の正義』では、土地耕作も建物も大い
に改善されたので、公民たち（the public）は土地財産の価値の十分の一だけを請求できるとありま
す。でもどうして十分の一だけなのでしょう？ ペイン氏によれば、土地財産がもとの自然状態に
比べて、私有財産所有者の手で（in the hands of private proprietors）十倍の価値になったからです。
しかしいったい誰が土地を改良したのでしょうか？ ……あらゆる改良事業は主に、実際に汗を流して
働く様々な階層の人々（the labouring classes）に負うものであることは、もっとも浅はかな観察者の
目にも明らかです。（Spence 1797=2023：153-154 訳文は若干変更）

「建物を建てたり畑を耕したり」して土地生産性を向上させる改良は、地主ではなく、汗を流し
た労働者の貢献によるものだというこの反論はわかりやすい。スペンスはその「労働する諸階層」
として具体的に、「奴隷（slave）、従者たち（vassals）、あるいは日雇い労働者（day-labourers）」
さらに「土地所有者たちが最初に土地の分け前（a share in the soil）を与えることを拒否して排除
したために、必要に迫られて日々のパンを得るために自分たちの労働を売ることを強いられた食い
詰めた連中（the indigent objects）」を列挙してイメージを喚起している。そして、「このような偉
大な人々（the great）もまた、大地を耕す戦いに参加したこと（fighting their battles as of
cultivating the earth）を自慢できる」として、地主の貢献に対置している（Spence 1797=2023：
154）。

（2） 社会的分業＝市場形成の生産力論

おもしろいことに、スペンスはさらに、土地生産性向上への真の貢献者は市場だという、実にア
ダム・スミスの議論を展開している。

働く諸階層の労苦（The toil of the labouring classes）が、まずは物資の供給を作り出します（produces
provisions）。次に、それら諸階層の家族の需要（the demand）が、その物資供給への市場を創り出
します（creates a market for them）。したがって、大地を改良してきたのは、汗を流し、手仕事をする
連中が作ったさまざまな市場（the markets made by the labouring and mechanical tribes）だとい
うことが明らかになります。……あの貧しく、見下された民衆（the poor despised multitude）の腹ペ
コの口や、疲れた背中が創り出した消費（the consumption）こそが、大地を耕し、民衆の手腕を磨く
ことに貢献しているのです。そしてまた、そんな民衆が払う地代こそが、町々を建設していくので
あって、人々を痛めつけて建物を建てる地主（the racking building landlord）ではないのです。
（Spence 1797=2023：154-155）

「貧しく、見下された民衆の腹ペコの口や、疲れた背中が創り出した消費こそが、大地を耕し、
民衆の手腕を磨く」という美しい表現の中に、アダム・スミスの分業論からレーニンの「アメリカ
型の道」論、20世紀開発論の内発的発展論やデビッド・コーテンの民衆中心の開発論そして最近
の社会連帯経済論やマルチチュード論に至る、社会的分業＝市場形成の生産力論の洞察が見え

る⁽¹⁹⁾。

「民衆が払う地代こそが、町々を建設していくのであって、……地主ではない」とすれば、文明の生産力を人々が分かち合う道として、地主に替わって地区住民が地代を管理する1775年以来のスペンス構想の実現が結論づけられることになる。同時に、地区住民自治体が管理する地代収入が増加してくるならば、全住民に平等に配分することで、社会的分業＝市場形成を促進してさらなる生産力の向上をめざすべきという結論も導かれる。ここに、地代収入がベーシックインカムとして配分され、1775年以來の土地建物総有住民自治体連邦構想がベーシックインカム構想に進化する契機がある。

(3) 総有財産の共同管理システム

『乳飲み子の権利』では、地主所有地の接収に当たって、土地建物だけでなく「穀物や家畜」も接収するとしている。詳しい説明はないが、消費手段としての穀物と家畜ではなく、借地農業者にとっての生産手段としての穀物と家畜を意味すると思われる。後述のように、当時の借地契約は7年契約が一般的であったと解されるので、借地農業者の移動性を保障し、流動性を確保するための工夫であるように思われる。それは先述のように、地区住民の小規模農業への参入を容易にする工夫でもあるだろう。したがって、総有財産は、土地建物・生産手段と総称し、地区住民自治体は、土地建物・生産手段総有住民自治体と呼ぶことにしたい⁽²⁰⁾。

最も大きな進化は、総有財産の共同管理を女性のみ地区委員会が担うとしたことだ。それが地区住民全体の生活を支えるシステムの中心となっていることから、スペンスは、男性と比較すればこれまで権力を奪われていた女性が実質的な権力を獲得する事実上のジェンダー革命を提起していると言わねばならない⁽²¹⁾。スペンス提案の『乳飲み子の権利』本文は、貴族の男と貧しい庶民の女との会話の形式をとる。貴族たちがみんなのものだった大地を占有し、自分の労働によらずに地代を独占していることの不当性を論証した貴族との対話の末尾で、女は権利を実現する自分たちの改革案について長広舌をふるう。その最後のあたりに、次のくだりがある。

私たち女は（男は頼りない（the men are not to be depended on）からね）、それぞれの地区で（in every parish）、女だけの委員会（a committee of our own sex）を任命する。……その委員会は、すでに貸し出されている（tenanted）家や土地の地代を受け取る。そしてその委員会は、入札で一番いい値段を出した人（the best bidders）に、7年契約で貸し出す（on seven years leases）こともやる

(19) スミスからマルクスを経てレーニンに至る社会的分業＝市場形成の生産力論を軸に、20世紀の開発理論や21世紀の脱開発論まで、さまざまな理論潮流を整理する試みとして、岡野内（2021a）を参照されたい。

(20) なお地主が平和的に接収に応じる場合、金銀や家具を除外するとされている。これは全財産を対象に10%の補償金として相続税を要求するペイン構想に比して、寛大な措置である。だが、平和的接収に応じない場合は金銀や家具を含む動産も接収するという記述がある（Spence 1797=2023:154）ので、地主財産の正当性に関する理論的対応というよりは、接収を平和的に進めるための実践的対応と考えたほうがいだろう。

(21) ジェンダー差別に関するスペンスの態度については、若干の論争がある。Duthille（2016）は、それに関連して、スペンスがフランス革命での女性の役割に刺激されて、女性を戦略的に利用しようとするものだとする議論に対して、ていねいな批判を加えている。

よ。……その地代の中からね、私たちはポンド当たりいくらというふうにして（so much per pound）政府に送金（remit to government）できる。国の必要に応じて（according to the exigencies of the state）、いまあるいろんな税金すべての代わりに（in lieu of all taxes）ね。……その地代の中からね、私たちは次に私たちの家を造って、修繕してくれる建築業者や労働者たちへの支払いをする。道路を敷石で舗装し、洗い清め、灯りを照らしてくれる人たちにも。治安判事やその他の公共の管理者（magistrates and other public officers）の給料もね。こういうことをすべて私たち女（we women）が年4回、銀行や銀行券はなしで、地代が払われたときに現金で払うのさ。……そのうえで余った分（the overplus）は、……この地区で生きている人間たちみんな（all the living souls in the parish）に、公正に、平等に（fairly and equally）分ける。（Spence 1797=2023：8：147-148 訳文は若干変更）

委員会の業務内容は、第1表の住民自治体経営の項目とほぼ同じだが、最後の部分が新しく加わった。年4回で、毎回変動する金額での、全住民対象の現金移転という意味で、ベーシックインカム配分業務である。

（4）ペイン構想との比較

スペンスは、土地共有原則という同じ出発点に立ちながら、ペイン提案と自分の提案がいかにも異なるものであるかを、当時問題になっていた政治、経済、社会の諸問題に即して、20項目の論点から対照して示す付録を作成した。第2表は、両者を比較するスペンスの20項目の論点を、政治や経済など社会の統治システムに関する10項目（S1～S10）と、人々の日常の生活世界に関する10項目（L1～L10）とに分けて整理したものである。

我々はすでにスペンス構想の基本線が、土地建物を総有する地区住民自治体がナショナルな規模で連邦を形成して全員が自由移動できる土地所有者となる単一階級社会であり、ペインの場合は、ナショナルな規模で若者の就職支援、労働困難な高齢者と障がい者の生活支援を行う土地なし賃労働者階級の形成を進める地主・資本家・賃労働者からなる三階級社会であるとする分析を示してきた。そのような分析を踏まえて第2表を見ながら、憤激したスペンスによって異例の広い視野で展開されたペイン構想の限界とスペンス構想の射程とを確認しておこう。

まず、政治システムにおける官僚制、腐敗、政治参加問題に関して、総有資産の管理を軸に全員参加の住民自治体を基礎とする分権的な連邦構想であるスペンス構想は、ナショナルな中央政府の官僚制の腐敗への備えを欠くペインに対して、圧倒的な強みを発揮している。（S2～S5）

経済システムに関しては、特権的・独占的な地主や貴族と中央政府官僚制を温存するペインに対して、競争的、分権的で、地区自治体レベルで地代収入をベーシックインカムとして循環させ、税廃止で地元経済活性化を狙うスペンス構想の強みが見える。（S5～S10）

生活世界をシステムにつなぐうえで重要な公共圏に関しては、地区の総有財産管理を通じて地区レベルでの政治参加と討議がひとりひとりの生活と直結するシステムとなっているスペンス構想に対して、ナショナルなレベルでの有力者による政治と政治から排除された貧乏人との分裂による公共圏の空洞化に歯止めのないペイン構想の弱点が際立つ。（L1～L5）

そして生活世界での人格形成に影響する人間関係の歪みに関しては、階級構造として貧富の格差

第2表 スペンスによるペイン構想とスペンス構想との比較

分析の視点	ペイン構想	スペンス構想
S1 ①改革の民衆の意味	生得権をわずかの配慮と交換	共通遺産及びその全産物を取得
S2 ④参政権運動への影響	国政について促進的でない←国政レベルでの妥協、金銭獲得に安住	国政、地区政治ともに促進的←共通財産からの支出管理を通じて直結
S3 ⑤政治体制への影響	いかなる政治体制にも適応	民主制←共通財産の共同管理
S4 ⑥縁故政治と非効率で浪費的な官僚制問題	現状がさらに悪化	劇的に改善←国及び地区レベルでの公務員削減と給与適正化
S5 ⑩政府の影響力と汚職腐敗	強化←政府閣僚の役人選任←基金運営に大量の役人が必要	消滅←政府選任役人の激減←地区住民の地区役人選任、財政金融単純化、特権会社や特権法人都市の廃止
S6 ⑨重税問題（徴税コスト、貧者に重い消費税など）	継続、悪化	税の廃止←地区の地代収入の一定割合の国庫納入で国家歳入を形成
S7 ⑱国内交易と富の水準	不自然な低下←民衆の大多数の貧困、日用品も奢侈品も購入不可能	急成長、広がり←全員が必需品や奢侈品購入←全員への地区配当
S8 ⑮内外の交易発展の利益	地主階級が吸収←地代上昇←土地生産物価格上昇←交易発展	民衆全員が吸収←配当の増加←地代上昇←商品価格上昇←交易発展
S9 ⑯貴族による交易、特権、政治の独占	継続	消滅し、公正、健全、民主的競争の一般化
S10 ⑳慈善事業	増税批判で撤退→人々の状態悪化	不要化。必要に応じて基金創設
L1 ②公共のことについての人々の態度	無関心←定額受給	高い関心←支出の節約により配当増額の可能性
L2 ③地区改善についての人々の態度	無関心	熱中←地区収入増額による配当増額の可能性
L3 ⑦社会意識への影響	横柄で威圧的な貴族精神と臆病な意識的依存の精神との共存←地主貴族と土地なし貧民の共存	たくましい独立の精神←平等に独立した仲間の市民からの不断のチェックによる共通遺産の管理
L4 ⑧社会倫理への影響	有力者たちの不行状と貧乏人たちの墮落の進行、激化→全般的不幸	つましい幸せを求める暮らし方が一般化→美德の広がり
L5 ⑩貧しい人々への影響	希望も野心も持てないまま	絶望から脱出機会の増加←定期的配当、地区全員の変化の好影響
L6 ⑪子どもの存在	貧困家族には、養育費負担が重荷	ありがたいこと←家族人数が多いほど家計が楽←子どもも同額配当
L7 ⑫教育水準	労働者階級の野蛮な無知←貧民向け慈善学校閉鎖←貴族の援助停止	自己責任←教育支出を含めて快適な暮らしへの余裕←地区配当収入
L8 ⑬貧乏人の食糧事情	パン代高騰の欠乏期には古いジャガイモや米等の貴族援助に依存	常にパン食←パン食が可能な収入←税廃止、地区配当、政府の保護
L9 ⑭土地所有原則と征服者地主階級存在	民衆の土地共有原則と同時に征服者階級の完全な土地所有権を承認	土地共有原則に基づき、征服者階級は民衆と同化するか、逃亡かの選択
L10 ⑰人々の精神への影響	臆病で欺瞞的な精神の蔓延←自然権享受阻止の現実	厳密で論理的な探求に挑戦する精神←正義を貫く行動

[注] 左欄の①～⑳は原表に登場する順番であるが、S1～S10は政治・経済の仕組み（システム）に関するもの、L1～L10は社会（生活世界）に関するものとして、それらを並べ替えたことを示す。

[出所] Spence (1797=2023: 11-15 = 150-153) によって筆者作成。

を温存してしまうペイン構想に対して、スペンス構想の優位がみごとに示されている。（L6～L10）

おわりに

スペンスのベーシックインカム構想の分析によって、次のことが明らかになった。彼にとってのベーシックインカム要求の核心は、自由に移動するすべての個人が、小規模住民自治体を構成して共同所有の一類型である総有の主体となることで、土地・生産手段の所有権を獲得することである、と。

スペンスが所有の主体として自治体（対面討議が可能な規模の直接民主主義的な住民自治共同体）を要求したのは、総有のもとでの共同所有権を実効あるものとするために、すべての個人が顔を突き合わせる直接民主主義的な話し合いが不可欠だからであった。

その自治体が個人の自由移動を前提として構成される（一年間の居住によって会員としての権利獲得）ことを要求したのは、特定の場所に固定された土地・生産手段の共同所有権と個々人の自由移動への要求を調和させて、総有での所有権を確保しつつ、移動の自由を保障するためであった。

そしてこのような自治体を形成する自由な個人は、すべて自分の財布を持って市場取引を通じて生産と消費を行いつつ自分の家計を管理する。そんな個人によって構成される自治体も自分の所有する土地と生産手段とを管理するに当たってその独自の会計を持ち、土地や建物の賃貸市場、市場で取引をすることが要求されている。すなわち、大前提として、市場社会建設が要求されている。それは個人の経済活動の自由を確保して社会全体の生産と消費を拡大し、富を増大させるためであった。アダム・スミスの諸国民の富の増大を、ベーシックインカムによって誰も取り残すことなく実現するためであった。

これまでベーシックインカムを定義するとされてきた「基本所得の形での全員個人向け無条件の現金給付」は、土地・生産手段に対する総有形式の共同所有権の一つの結果にすぎない。ベーシックインカムとは、地球と生産手段とをコモンズに転換することなのだ。

土地・生産手段総有自治体ベーシックインカム構想は、人民公社解体後の中国農村の一部で、部分的に実現されていると考えられる。20世紀半ばの中国革命は、農村部では地主階級の消滅と人民公社設立によって、バブーフの構想の線での土地の共有化と全農民の共同労働を実現した。破局的な「大躍進」を経たその後の人民公社解体によっても、農村部での土地所有は私的所有として分割されることはなく、地区住民の総有制に移行した⁽²²⁾。土地を有利な条件で貸し出すことができた地区では、地代収入は住民の間で分配された。その地区の住民にとってのベーシックインカムと

(22) 中国の土地法について、小川（2013）参照。

なったのである⁽²³⁾。中国では、会社を設立したり投資したりして投資収益だけで生活できる資本家階級となった人々とともに、その会社に雇われ、賃労働に従事する労働者（「農民工」など）は存在するが、土地などの生産手段を持たないためにどんなに悪条件の賃労働であってもそれに依存しなければ生存できない労働者階級は、革命以来消滅したままである⁽²⁴⁾。

人類史的にみるならば、革命によって地主階級とともに労働者階級を消滅させ、その後も曲がりなりにも発生させず、極度の貧困と飢餓を克服してきた中国農村の変化は、20世紀末から21世紀初頭にかけてのミレニアム開発目標を完全な失敗に終わらせず、さらに2015年以降のSDGs達成を飢餓と貧困からの脱却の側面で底上げすることによって、人類社会に貢献している⁽²⁵⁾。

このように、スペインの土地建物・生産手段総有住民自治体ベーシックインカム構想は、中国革命が人民公社から文化大革命に至る紆余曲折の果てにたどり着いた労働者階級なき資本主義を展望していた点で、人類史的射程を持つものと言えるかもしれない。

さらに、全員参加での総有地の管理を基礎とする住民自治体（コミュニオン）の連合体としての国家構想の側面では、スペインの構想は、国民国家の限界を越える統治形態として注目されているメキシコ南部のチアパスでのEZLNの自区域域や、シリア北東部の自区域域で実践されているアブドゥッラー・オジャランの民主的連合主義の先駆として位置づけることができよう（岡野内2021b）。

最近のグローバル・ヒストリー研究の展開に刺激を受けたスペイン研究は、アフリカやアメリカ大陸の先住民の解放を視野に入れたスペインの構想の広がりとともに、バルバドスの奴隷反乱に与えた影響など、スペインの運動の広がりも明らかにしている（Cazzola 2022）。本稿では、スペインの構想が革命的ベーシックインカム運動の生誕を告げるものだという視点から、スペインの構想の歴史的な意義を当時の文脈の中で浮かび上がらせた。それは、ベインに対するスペインの激怒の原因を革命の見通しの違いとして明らかにすることでもあった。

（おかのうち・ただし 法政大学社会学部教授）

【参考文献】

- Anderson, Elizabeth (2016) “Thomas Paine’s “Agrarian Justice” and the Origins of Social Insurance,” in Eric Schliesser (ed.) *Ten Neglected Classics of Philosophy Get access Arrow*, Oxford: Oxford University Press: 55-83.
- Arrighi, Giovanni (2007) *Smith in Beijing: Lineages of the Twenty-first Century*, London: Verso. (中山智香子監訳 (2011) 『北京のアダム・スミス——21世紀の諸系譜』作品社)

(23) 人民公社解体後の中国農村の変化を、独特の土地所有を基礎とした事実上のベーシックインカムの実現として捉える論稿として、Cui (2003=2019) 参照。ただし、スペイン構想では、住民の移動は自由であり、一年間の居住によって地区住民としての権利が与えられるのに対し、中国では、有名な戸籍問題があり、農村から都市に移住しても、都市の地区住民としての権利は得られない。その結果、中国農村からの出稼ぎ労働者は、「世界最大のプレカリアート集団」（Standing 2011=2016）と呼ばれるようになった。それは、プレカリアートを抱える他の多くの国々と同様に、中国政治の不安定要因となっていると言えよう。

(24) 社会主義以後の民営化によって土地私有制が導入されたかつてのソ連や東欧諸国では事情が異なる。Cui (2003=2019) 参照。

(25) ジョバンニ・アリギに『北京のアダム・スミス』（Arrighi 2007=2011）を書かせたのがこの事態である。

- Ashraf, P. M. (1983) *The Life and Times of Thomas Spence*, Newcastle upon Tyne: Frank Graham.
- Beer, Max (1920) *The Pioneers of Land Reform*, London: G Bell and Sons, Ltd. (四野宮三郎訳 (1982) 『近代土地改革思想の源流』 御茶の水書房)
- Block, Fred and Margaret Somers (2003) "In the Shadow of Speenhamland: Social Policy and Old Poor Law," *Politics & Society* 31 (2) : 283-323.
- Bonnett, A. and K. Armstrong (eds.) (2014) *Thomas Spence: The Poor Man's Revolutionary*, Breviary Publications.
- Burke, Edmund (1790) *Reflections on the Revolution in France, and on the Proceedings in Certain Societies in London Relative to That Event. In a Letter Intended to Have Been Sent to a Gentleman in Paris*, London : Printed for Dodsley, in Pall-Mall (水田洋訳 (1980) 「フランス革命についての省察」 水田洋責任編集 (1980) 『中公バックス 世界の名著 41 バーク マルサス』 中央公論社 : 49-346.)
- Cazzola, Matilde (2022) *The Political Thought of Thomas Spence: Beyond Poverty and Empire*, London & New York: Routledge.
- Chase, Malcolm (2010) *The People's Farm: English Radical Agrarianism, 1775-1840, Second Edition*, London: Breviary Stuff Publications (First Edition, Oxford; Oxford University Press, 1988).
- Chase, Malcolm (2014) "Paine, Spence, Chartism and 'The Real Rights of Man' ," in Bonnett and Armstrong (eds.) (2014) : 13-25.
- Chase, Malcolm (2016) "'The Real Rights of Man' : Thomas Spence, Paine and Chartism", *Miranda* [Online], 13 (URL: <http://journals.openedition.org/miranda/8989>; DOI: <https://doi.org/10.4000/miranda.8989>)
- Claeys, Gregory (ed.) (1981) "Four Letters Between Thomas Spence and Charles Hall." *Notes and Queries* 28 (4) : 317-321.
- Claeys, Gregory (1989) *Thomas Paine: Social and Political Thought*, Boston: Unwin Hyman.
- Claeys, Gregory (2014) "Four Roads from 'Genesis' : Spence, Paine and Rights of Property," in Bonnet and Armstrong (eds.) 2014: 27-34.
- Cui, Zhiyuan (崔之元) (2003) "'Xiaokang Socialism' : A Petty-Bourgeoisie Manifest," *The Chinese Economy*, 36 (3): 55-70. (岡野内正監訳 (2019) 「リベラル社会主義と中国の未来——小ブルジョア階級宣言」 『アジア・アフリカ研究』 59 (4), 35-60)
- Cunliffe, J. and G. Erreygers (eds.) (2004) *The Origins of Universal Grants: An Anthology of Historical Writings on Basic Capital and Basic Income*, London: Palgrave Macmillan.
- Duthille, Rémy (2016) "Thomas Spence on Women's Rights: A Vindication," *Miranda* [Online], 13. (<http://journals.openedition.org/miranda/9022> ; DOI: <https://doi.org/10.4000/miranda.9022>)
- Foner, Philip S. (ed.) (1945) *The Complete Writings of Thomas Paine: With a Biographical Essay, and Notes and Introductions Presenting the Historical Background of Paine's Writings, Vol. I*, New York: The Citadel Press. (2022年4月10日アクセス : <https://archive.org/details/TheCompleteWritings/page/n1/mode/2up>)
- 長谷川貴彦 (2014) 『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の中間団体』 東京大学出版会.
- 廣重準四郎 (1985) 「スピーナムランド制度成立の基礎構造——バークシアを中心に」 『西洋史学』 139 : 175-190.
- 廣重準四郎 (1987) 「産業革命期イギリスにおけるスピーナムランド制度の展開——バークシアを中心に」 『経済論叢』 139 (2-3) : 292-293.
- 廣重準四郎 (1989) 「産業革命期イギリスにおけるスピーナムランド制度の展開 (1)」 「同 (2)」 『経済論叢』 143 (1) : 52-71, 143 (2-3) : 150-162.
- 五十嵐敬喜 (2022) 『土地は誰のものか——人口減少時代の所有と利用』 岩波書店.
- King, J.E. and John Marangos (2006) "Two Arguments for Basic Income: Thomas Paine (1737-1809) and Thomas Spence (1750-1814)," *History of Economic Ideas*, 14 (1) : 55-71.

- Louissis, Carine (2018) *Thomas Paine and the French Revolution*, Palgrave Macmillan.
- Marangos, John (2004) "Social Dividend Versus Basic Income Guarantee in Market Socialism," *International Journal of Political Economy*, 34 (3) : 20-40.
- Marangos, John (2006) "Contrasting Primitive Conceptions of Basic Income Guarantee," *International Journal of Environment, Workplace and Employment*, 2 (1) : 6-20.
- Marangos, John (2008) "Thomas Paine (1737-1809) and Thomas Spence (1750-1814) on Land Ownership, Land Taxes and the Provision of Citizens' Dividend," *International Journal of Social Economics*, 35 (5) : 313-325.
- Marangos, John (2014) "The Economic Ideas of Thomas Spence: The Right to Subsistence" in Bonnett and Armstrong (eds.) 2014 : 65-73.
- 松塚俊三 (1978) 「1790年代イギリスの民衆運動——1793, 94年のコンヴェンション (Convention)」『歴史学研究』461 : 18-27, 37.
- 松塚俊三 (1981a) 「スペンス (Thomas Spence, 1750-1814) 観の変遷：ラディカリズムから千年王国主義へ」『史学雑誌』90 (1) : 67-88, 135-136.
- 松塚俊三 (1981b) 「トーマス・スペンスの思想と行動——一七九〇年代のイギリス・ラディカリズムと千年王国主義」『西洋史学』123 : 145-163.
- 中野 忠 (2004) 「定住法関連資料と18世紀イギリス農村社会——ひとつの論争を手がかりに」『早稲田社会科学総合研究』5 (1) : 143-160.
- 小川竹一 (2013) 「中国農村集団所有関係の研究動向について (1)」, 「同 (2)」『地域研究』10 : 25-33, 11 : 63-73.
- 岡野内正 (2020) 「地域住民から支持者を創り出す——ベーシックインカム運動の京畿道モデル」『アジア・アフリカ研究』60 (1) : 43-52.
- 岡野内正 (2021a) 『グローバル・ベーシック・インカム構想の射程——批判開発学／SDGsとの対話』法律文化社.
- 岡野内正 (2021b) 「アラブの春は西クルドイスタンで花開いたか?——シリア内戦におけるロジャヴァ革命研究のために」『アジア・アフリカ研究』61 (2) : 35-53.
- 岡野内正 (2022) 「訳・解説：トマス・スペンス著『土地という財産——みんなの権利 (ニューカッスル哲学協会講演, 1775年11月8日)』」『社会志林』(法政大学) 69 (3) : 65-76.
- 岡野内正 (2023) 「訳・解説：トマス・スペンス著『乳飲み子の権利』」『社会志林』(法政大学) 69 (4) : 135-155.
- 小沢修司 (2009) 「ベーシック・インカムとスピーナムランド制」『京都府立大学学術報告 (公共政策)』1 : 19-30.
- Paine, Thomas (1791-2) *Rights of Man: Being an Answer to Mr. Burke's Attack on the French Revolution*, London: J. Johnson. (西川正身訳 (1971) 『人間の権利』岩波書店)
- Paine, Thomas (1797) *AGRARIAN JUSTICE, OPPOSED TO AGRARIAN LAW, AND TO AGRARIAN MONOPOLY BEING A Plan for meliorating the Condition of Man, BY Creating in every Nation a NATIONAL FUND, to pay to every Person, when arrived at the age of Twenty-one Years, the Sum of Fifteen Pounds Sterling, to enable him or her to begin the World; AND ALSO Ten Pounds Sterling per Annum during Life to every Person now living of the Age of Fifty Years, and to all others when they shall arrive at that Age, to enable them to live in Old Age without Wretchedness, and go decently out of the World.* Philadelphia: Printed by R. Folwell for Benjamin Franklin Bache. (2022年10月31日アクセス : <https://ia802805.us.archive.org/14/items/agrarianjustice00pain/agrarianjustice00pain.pdf>) (Beer 1920=1982 : 177-206) (福島政裕訳 (1981) 「〈資料〉トーマス・ペイン『土地問題における正義』(翻訳)」『上智法學論集』24 (1) : 151-167) (四野宮三郎訳 (1982) 『近代土地改革思想の源流』御茶の水書房 (Beer, Max, 1920, *The Pioneers of*

- Land Reform*, London: G Bell and Sons, Ltd.) に所収)
- Patriquin, Larry (2007) *Agrarian Capitalism and Poor Relief in England, 1500-1860*, Palgrave Macmillan.
- Ranalli, Brent (2021) *Common Wealth Dividends: History and Theory*, Palgrave Macmillan.
- Slovan, Peter, Daniel Zamora Vargas and Pedro Ramos Pinto (2021) "Introduction," in Slovan, et al. (eds.) (2021) : 1-16.
- Slovan, Peter, Daniel Zamora Vargas and Pedro Ramos Pinto (eds.) (2021) *Universal Basic Income in Historical Perspective*, Palgrave Macmillan.
- Spence, Thomas (1775) *PROPERTY IN LAND : EVERY ONE' S RIGHT Proved in a LECTURE Read at the Philosophical Society in Newcastle, on the 8th of Nov, 1775*, New Castle : Printed for the Author. (Bonnett and Armstrong (eds.) (2014) : 7-11) (岡野内正訳 (2022) 『土地という財産——みんなの権利』 岡野内 (2022) : 68-76)
- Spence, Thomas (1793) *The Rights of Man As Exhibited in a Lecture Read at the Philosophical Society, in New Castle, The Fourth Edition*, London: Printed for the Author. (Beer, 1920=1982 : 5-15) (岡野内正訳 (2022) 『土地という財産——みんなの権利』 岡野内 (2022) : 68-76)
- Spence, Thomas (1797) *The Rights of Infants: Or, The Imprescriptable RIGHT of MOTHERS to such a Share of the Elements as is sufficient to enable them to suckle and bring up their young, In a DIALOGUE between the ARISTOCRACY and a MOTHER of CHILDREN. TO WHICH ARE ADDED, by way of PREFACE AND APPENDIX STRICTURES ON PAINE' S AGRARIAN JUSTICE*, London: Printed by the Author. (岡野内正訳 (2023) 『乳飲み子の権利』 岡野内 (2023) : 138-155)
- Standing, Guy (2011) *The Precariat: The New Dangerous Class*, London: Bloomsbury. (岡野内正 監訳 (2016) 『プレカリアート——不平等社会が生み出す危険な階級』 法律文化社)
- Standing, Guy (2019) *Plunder of the Commons: A Manifesto for Sharing Public Wealth*, London: Pelican Books, Penguin Random House.
- Standing, Guy (2020) *Battling Eight Giants: Basic Income Now*, London: I.B. Tauris.
- Tizot, Jean-Yves (2016) "Radical legacy or intellectual indelicacy? Ebenezer Howard's use of "the most admirable project of Thomas Spence" in the Garden City concept", *Miranda* [Online], 13. URL: <http://journals.openedition.org/miranda/9173>; DOI: <https://doi.org/10.4000/miranda.9173>
- Torry, Malcom (2021) *Basic Income: A History*, Cheltenham, U.K.: Edword Elgar.
- van Parijs, Philippe & Yannick Vanderborght (2017) *Basic Income : A Radical Proposal for a Free Society and a Sane Economy*, Cambridge, MA : Harvard University Press. (竹中平蔵 監訳 (2022) 『ベーシック・インカム——自由な社会と健全な経済のためのラディカルな提案』 クロスメディア・パブリッシング)
- Weber, Michael E. (2022) "Defending Paine's Agrarian Justice and the "Ground-Rent"," *Ethics Politics & Society* 5 (1) : 1-27.
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門——無条件給付の基本所得を考える』 光文社
- 矢野聡 (2012) 「イギリス救貧法における right to relief の形成について——新救貧法の成立まで」 『日本法學』 78 (2) : 199-226.
- 吉尾清 (2008) 『社会保障の原点を求めて——イギリス救貧法・貧民問題（一八世紀末～一九世紀半頃）の研究』 関西学院大学出版会.